



が制定されました

日光市人権尊重の社会づくり条例 日光市子どもの権利に関する条例

くわしくは
人権・男女共同参画課 人権推進係 ☎21-5184

- 「育つ権利」…様々な経験を通して豊かに成長する権利です。
- 「参加する権利」…社会の一員として自ら社会に参加し、意見を表明する権利です。
- ◆**市が果たす役割は**
- 保護者が安心して子育てできる環境を整えます。
- 子どもの権利について、市民に普及啓発します。
- 子どもが権利について、正しく学びお互いに尊重し合うよう支援します。
- 子どもが意見を表明し、社会に参加できる機会を設けます。
- 子どもが子どもに関係する施策に意見が言えるよう、分かりやすい形で情報を伝えます。
- 子どもへの虐待やいじめが起らないよう、未然防止や早期発見に

人権は誰もが生まれながらにして持っている権利で、人間らしく生きることが全ての人に保障されなければなりません。

市は、一人一人の人権が尊重され、明るく豊かな住みよいまちづくりを目指し、「日光市人権尊重の社会づくり条例」と「日光市子どもの権利に関する条例」を制定し、4月1日から施行しています。



◆日光市人権尊重の社会づくり条例

人権を尊重することの大切さは、誰もが知っていることです。

しかし、現実には虐待やいじめ、暴力といった問題が多く発生しています。



- 虐待やいじめを受けた子どもに対し、迅速に適切な方法で救済し支援します。
- ◆**市民や地域、学校、保育園、幼稚園などの役割は**
- 市が行う施策に協力します。
- 子どもが社会に参加できる機会を設けます。
- 子どもが虐待やいじめを受けているか早期発見に努めます。
- 子どもが地域で安心して活動できるように、安全な地域づくりをします。
- 育ち学ぶ施設では、子どもの成長に合わせた環境づくりをします。
- また、子どもが虐待やいじめの相談をしやすいようにします。
- いじめや虐待の相談を、市や関係機関と連携し迅速に対応します。

ます。さらに、最近ではインターネットを使った匿名の中傷も増え、人権を尊重することの難しさが問われています。このような状況を踏まえ、市は市民と共に全ての人が尊重され、明るく住みよい社会となることを目指し、条例を制定しました。

◆市が目指す社会

一人ひとりが個人として尊重される社会、機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会、一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会の実現を目指します。

◆市が果たすこと

市行政のあらゆる分野で人権意識の高揚を図るための施策を実施し、人権尊重の社会づくりを推進します。この施策が総合的・計画的に行われるよう基本方針を定めます。

◆市民が果たすこと

人権について考え、自分だけでなく他の人の権利を尊重する意識を持つようにします。また、市と協働して人権尊重の社会づくりを進めていくようにします。

◆人権施策推進審議会

施策の基本方針に関する事項や、その他条例の目的を達成するための必要事項を調査審議する機関として、市民の皆さんによる審議会を設置します。

◆保護者の役割は

○子どもが安心して家庭で過ごすようにします。

○子どもを虐待してはいけません。

○子どもの意見を聞き、自主性を尊重します。

◆子どもの役割は

○自分を大切にするとともに、他の人も大切にします。

○社会のルールを守ります。

このたびは「日光市人権尊重の社会づくり条例」および「日光市子どもの権利に関する条例」の制定、おめでとうございます。

特に、「子どもの権利に関する条例」の制定は、子どもの視点に

市人権に関する条例検討委員会
委員長 池野亮子さん



◆日光市子どもの権利に関する条例

5月5日はこどもの日です。この祝日は「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福を図ることも」、母に感謝する」という趣旨で、1948年に制定され、今年で65年目になります。

また、我が国は「児童(子ども)の権利に関する条約」を1994年に批准してから19年が経ちます。

この間、子どもの権利を守るための法整備や制度づくりが行われてきました。また、いまだ子どもへの虐待や子ども同士のいじめなどが後を絶たない状況にあります。

社会全体で子どもを守り、子ども

○いじめや差別をしません。

◆相談

子どもの相談を関係機関と協力・連携を深め充実していきます。

◆子どもの権利委員会

子どもの権利に関する施策の充実を図り、権利保障を推進するために設置します。

※条例の内容については、市ホームページをご覧ください。

立った支援施策が行われていくという大変意義深いものです。

平成23年10月より、高校生3名を含めた各組織の代表17名をもって、日光市人権に関する条例検討委員会を構成しました。そして、1年6カ月の審議を経て、条例案の検討を進めてまいりました。

その間、例規審査委員会、さらに市民によるパブリックコメントを経て、多くの方のご協力を得て条例を制定することができました。

この条例制定が、子どもの成長と自立を支援し、全ての人の個人の尊重という視点で、様々な人権問題に取り組むことを願います。

また、人権問題に対する認識を深め、人権問題を解決するための実践力となっていくことを願っています。